

第百二回国会 商工委員会 議 録 第十二号

(二三三)

昭和六十年四月十六日(火曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 粕谷 茂君

理事 浦野 休興君

理事 森 清君

理事 後藤 茂君

理事 長田 武士君

理事 甘利 明君

理事 奥田 幹生君

理事 梶山 静六君

理事 佐藤 信二君

理事 野上 徹君

理事 林 大幹君

理事 奥野 一雄君

理事 浜西 鉄雄君

理事 横江 金夫君

理事 渡辺 嘉藏君

理事 西中 清君

理事 青山 丘君

理事 工藤 晃君

出席政府委員

通商産業大臣 村田敬次郎君

出席政府委員

通商産業省機械情報産業局長 木下 博生君

委員外の出席者

商工委員会調査室長 朴木 正君

○粕谷委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、半導体集積回路の回路配置に関する法律案を議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田原隆君。

○田原委員 二十一世紀の幕あけを目前に控えた今日、我が国の経済社会は大きな変革期にありまが、我々はこの変化を先取りした適時適切な施策を積極的に展開し、我が国の経済社会の発展基盤を揺るぎないものとするともに、さらなる発展を期し、国際社会の有力な一員としてその地位にふさわしい役割と責任を担っていかねばならぬと、この意味において、新たな技術開発への挑戦、広範かつ急速に進展する情報化への対応、さらには激化する通商問題への対応を今こそ積極的に推進していくことが極めて重要であります。

本法律案が提出されたのも、このような時代的要請にこたえるためのものであると認識しているわけであり、半導体集積回路は、わずかに四半世紀前に開発された新しい工業製品でありながら、その後の普及は目覚ましく、我が国産業経済、国民生活にとって不可欠のものとなっているのみならず、今後とも高度情報化社会における産業の米として一層その重要性を増すと見込まれております。

このように、重要な工業製品の生産を担う我が国半導体産業が健全な発展を遂げることは、我が国経済の一層の発展のためにぜひ必要であるわけであり、そのためには製品の模倣が横行するようないことがあってはならない。半導体集積回路の回路配置を独自に開発した者を適切に保護するための立法が必要であるという趣旨には大いに賛同するものであります。また、既に米国において本法律案と同趣旨の法律が施行されている現状に

かんがみ、本法律案を速やかに成立させることは、米国と並ぶ半導体先進国である我が国の国際的責務であり、また、日米通商摩擦を未然に防ぐ策としても極めて重要であると考えております。以上の基本的な認識に立ち、本法律案について政府の見解をただしていきたいと思います。

最初に、世界の半導体集積回路産業の現状と、これに占める我が国半導体集積回路産業の地位について簡単に要点を述べていきたいと思います。

○木下政府委員 半導体集積回路は、今先生おっしゃったように、急速に過去十数年の間に伸びてきた産業でございますが、その中でも米国及び日本における発展が著しいものがございます。

自由世界全体の半導体集積回路の生産は、ドルで申し上げますと、急激に伸びておりますが、一九七八年には六十一億ドルであったものが一九八四年には二百五十八億ドルと、年平均二〇〇％の伸び率を示しております。こうした中で我が国の半導体集積回路の生産も非常に大きく伸びておりまして、同じく一九七八年の十三億ドルから一九八四年には七十億ドルと、年平均二二％の伸び率を示しております。自由世界におけるシェアも、七八年の二二％から八四年には二七％という格好で伸びております。今後、電子機器が産業社会において急速に浸透していくことが予想されておりますので、これに伴いまして半導体集積回路産業もますます成長していくものと考えております。

○田原委員 今、日本の半導体産業の伸びについて詳しくお話がありました。日本の半導体集積回路産業の技術上の競争力についてどのように認識しておられるか、お聞きしたいと思います。

○木下政府委員 半導体集積回路は一九五〇年代にアメリカで初めてつくられ、それが発展してきたものでございまして、技術的にはアメリカの方がはるかに歴史があり、高いわけがございます。ただし、最近では日本の半導体も急速にアメリカに追いつくような傾向を示しておりまして、技術的に見ますと、我が国は良質の労働力、すぐれた品質管理技術を生かした高度かつ信頼性の高い生産技術を持つております。これはほかの分野の産業とも共通するところでございまして、半導体におきましてはそういうことでございまして、半導体をつくる機械についても、従来はアメリカから輸入したものを使っておったわけでございますが、最近では日本で生産された機械をたくさん使うようになってきているということで、全体として生産管理技術は非常に向上してきております。

一方、アメリカの場合には、豊富な技術的蓄積等を背景として高度な開発技術力を有しております。特に半導体の中でもいろいろな論理計算を行うようなマイクロプロセッサとかロジック等の製品分野でございまして、日本の場合には、もちろんそういう分野の生産もやっておりますが、どちらかというとメモリー関係の半導体にすぐれているというところがあると思っております。

そういう中で、世界の中で日米両国で九割を占めているというところでございまして、両国の半導体産業が今後共存共栄して発展していくものというふうに我々は考えております。

○田原委員 半導体集積回路の分野において日米通商摩擦はどのような現状でありますか、要点をお答えいただきたいと思います。

○木下政府委員 半導体集積回路は、従来日本がアメリカから輸入をたくさんするというような形になっておったわけでございますが、八一年、二年ごろからその地位が逆転して、日本の方が金額的には、アメリカに対する輸出の方が輸入量よりもふえているという状況になっております。昨年

におきましては、日本の対米輸出は日本の統計で三千七百二十二億円で、対前年比二〇・二%、ちょうど二倍に伸びておるわけでございますが、一方、輸入の方は千六百三十六億円ということで、五二・一%の増加ということになっております。いずれも両国の半導体に対する需要の堅調を反映して、非常に大きな伸びを示しておるわけでございます。

そのような状況でございますが、昨年来、日本における半導体の需要の伸びに応じて半導体の設備投資に対する非常に強い意欲が各メーカーに見られまして、そのために急速に日本の生産能力が高まってきているというようなことがございますので、去る三月十八日の日米エレクトロニクス次官レベル会合におきまして、日本の市場が規模が拡大するほど対米輸入が増加していかない。というのは、日本でほとんど生産するものですから、アメリカからの輸入が日本の市場が伸びるほどは伸びてないというような懸念も表明されております。それから、それから全世界的に設備能力が若干過剰になるおそれがあるのではないかとというような心配もしておるわけでございます。そういうことでございますが、長期的に見ると世界の半導体需要というのは今後伸びていくというふうに考えられますので、現在のところ、それほど深刻な摩擦というようなことにはなっておりません。

それで、日米先端技術産業作業部会というのがございますが、そこで一九八三年十一月に半導体について両国で関税を撤廃しようという話し合いができたわけでございますが、それに基きまして、ことしの三月から日本、アメリカ両国において半導体の輸入関税を撤廃する措置をとっておるわけでございます。

○田原委員 やや技術的になるかもしれませんが、半導体集積回路の設計から製造までずっと考えていきますと、いろいろな工程があるわけですが、その工程をチャートにするといわゆるフローチャートができるわけです。そのフローチャートに従って少し説明していただきたいと思うのです

が、今度問題になっております回路配置、レイアウトというのは、そのフローチャートのどの辺を指しておるのですか。

○木下政府委員 半導体は数ミリのチップの中にたくさんの素子を生かせるというようなものがございます。非常に細かい技術を要してつくられるものでございます。半導体をつくり出すときの工程を大きく分けまして、設計工程と製造工程ということに分かれるわけでございますが、その設計工程も幾つかの段階に分かれております。まず第一には、その要求の仕様に応じたシステムをつくっていく、いわゆるシステム設計の段階でございます。そのシステム設計をやりますと、その上で半導体のその論理回路を設計するというところで、どのような計算をしていくものかというふうな論理回路の設計を次にいたします。そのような論理回路の設計をいたしました上で、その論理回路に合うようなトランジスタや抵抗や何かをどういうふうな位置にいくかというふうな意味でのトランジスタ回路設計というのを行うわけでございます。その段階を経まして、そのトランジスタ回路設計をベースにしまして、諸要求あるいは数値諸元をコンピュータに全部入れまして、レイアウト設計というのをやるわけでございます。半導体のその部分についてのそのトランジスタ回路設計に見合ったものをコンピュータの中に入れて、それを磁気テープの中に入れていきまして、レイアウト設計というのをやるわけでございます。

そのレイアウト設計が半導体集積回路の全体の回路配置のベースになるものでございまして、その設計を行った段階で、機械で全部やっておりますので、設計自身が正しいかどうかということと全部細かく人がチェックいたしまして、チェックした形で、それを全部修正すべきものは修正して磁気テープの中に記録するわけでございます。記録した磁気テープを、今度は製造段階に入るわけでございますが、マスクに入れます。マスクに入りますのは写真のネガみたいなものに当たるもの

でございますけれども、半導体というのは立体的な構造をなしておりますので、工程に応じていろいろな作業をやっておりますので、それに応じて八枚から十枚程度のマスクというのをつくっていきまして、それは磁気テープに記録された数値をベースにして、コンピュータで電子ビームを出しながらマスクをつくっていく。マスクをつくったものを今度は露光装置にかけまして、半導体のベースになりましてウエハーの上に映していったら、それでいろいろな加工をやっていくというふうなことで製造工程が行われるわけでございます。

幾つかの加工工程を経ました上で、最終的にできましたものが集積回路ということになるわけでございまして、今御質問の回路配置といいますが、それは、結局半導体集積回路の回路素子及びこれらを接続する導線の配置というものを言うわけでございまして、この開発のフローチャートから見ますと、設計工程の最後の部分であるレイアウト設計でつくられたときの抽象的な回路配置、これがベースになりまして、できた製品には回路配置が具現化された形で出てくるということでございます。

○田原委員 わかったようなわからぬような話ですが、逆にさかのぼっていきまして、レイアウトが決まる直前というか、直後というか、上から来ると、レイアウトが順番につくられていくって、ここからレイアウトだという境ははつきりしていません、していません、このレイアウトの対象になるフローのプロセスの一部というのは。

○木下政府委員 設計工程の中でレイアウト設計の直前はトランジスタの回路設計というものでございまして、これは私も中学、高校で物理を習ったときに、物理の教科書なんかに出ていたような電気の回路の図でございまして、そういうものをつくって、それで一つの半導体集積回路全体のものができ上がるわけでございまして、それぞれは単に、それは一応理論的な考え方を示した配置でございますので、それを実際上半導体集積回

路、半導体の中にそういうものを生成させていく工程というのは要るわけでございまして、そういうものに変えていくために、レイアウト設計というところでいろいろな数値を入れて磁気テープの中に、例えば回路の幅はどういうふうにしていくとか、どういふふうなところにトランジスタを置いていく、あるいは抵抗を置いていくというようなことをやって決めていくわけでございますので、レイアウト設計というのは設計図自身をつくり上げるものではないでございますが、その個々の部分ごとにつくり上げていく工程において、その部分についてはレイアウトが固まっております。固まっております。それぞれレイアウトを全体として合わせてみると、それが一つの半導体集積回路のレイアウトになるという意味で、レイアウトの設計段階がはっきりと示すことができるのではないかと考えております。

○田原委員 そうすると、需要に基づいてシステム設計がなされて、それから論理回路の設計がなされますが、その後トランジスタの回路設計をやりますね。そのときにシンボル図といいますが、トランジスタとかコンデンサをシンボルであらわしていつて、それから実物を配置したような図に入っている、手作業が相当つづいてきて、手作業がそこで一応どこかで終わりますね。そしてコンピュータを使いながら送り寄せていくんだと思うのですが、そうすると、その辺が一番大事なことなんですか、トランジスタの回路設計図といいますが、その辺は対象になるのですか、ならないのですか。

○木下政府委員 トランジスタの回路設計図自身は、この集積回路の回路配置には該当しないわけでございます。

○田原委員 そうすると、回路配置図にコンピュータの助けを得て修正を加えて、そして図面として最終のところまで送り寄せたものから始まるわけですか。

○木下政府委員 コンピューターの助けをかりまして、先ほど申し上げたトランジスタ回路設計か

から実際にどこにどのような配置でトランジスタを入れる、あるいは抵抗を入れるというような形の実物の、同じような形で置いたものをレイアウトとしてつくっていくわけでございますが、つくったものをチェックするためには、全体の一つの図をつくってみるという作業も行うわけでございますけれども、立体的な形の配置をチェックするために、例えば色を変えて、それでそれぞれの色を変えたものを見ながら、全体の例えば電気が通じるべきところに通じているかどうか、あるいは通じるべきでないところに通じているようなことになってはいないかという点をチェックいたしましてやるわけでございますが、そういう最終的な集積回路自身にそのままだが立体的な製品としてでき上がると同じ形になったもの、それをレイアウト設計というわけでございまして、それから回路配置というふうに言えるわけでございます。

○田原委員 ちよつと話を交えて、この回路配置、これがどうして法律一本までつくってやらなければいかぬ保護の対象になるほど値打ちがあるものですか。

○木下政府委員 今申し上げたような回路配置の開発には、多大のコストを要するわけでございまして、人手もたくさんかかりますし、複雑な半導体集積回路をつくり出すためには、投入資金が数億円にかつて開発期間も二年、三年を要するというところでございますけれども、他方、そういう開発をしてでき上がった集積回路の製品を見まして、その製品のでき上がったものを解析して、どういふような形でつくっていったかということをやると技術というのが非常に進んできておりまして、先ほど申し上げましたように期間は非常に長いかつて、金額は多額の金額がかかりますけれども、模倣することは非常に容易にできる。数億円かかったものも数百万円かけて非常に短い期間で模倣することができるようになってきているわけでございます。

そのために、模倣する人が、せっかく金と時間

をかけてつくったものをどんどん模倣して同じようなものを市場に出していくというようなことになりまして、オリジナルなものをつくった人たちの開発努力というのが無に帰してしまふ、そういうようなことでは公正な競争条件が確保できないというようなことでございまして、よりよい回路配置の開発意欲が失われるおそれがないように、急速な発展を遂げてきた回路配置の発展が阻害されることのないように、そのようにオリジナルな回路配置をつくり出した人たちの権利を守つてやる必要が非常に高まってきているわけでございます。

○田原委員 模倣という言葉が出ましたけれども、模倣が容易だというけれども、そんなに容易なものですか。そんなに容易なら、どのぐらい模倣されているのか、模倣の現状といえますか、もう時間がありませんから、要点だけひとつ。

○木下政府委員 模倣する技術につきましても、コンピュータや何かの発展によつてそれが可能になってきたわけでございまして、なぜ模倣が容易になってきたかといえますと、三つの点が挙げられると思います。

一つは、模倣機会が非常に多くなつてきたというところで、どこにでも集積回路というのは売られて使われているわけでございまして、使われているものを手に入れるということは非常に簡単になつてきているということが一つございまして、もう一つは、技術的な容易性でございまして、これは技術的にでき上がったものをいろいろ解析してみると、それだけでどういふふうにつくられたかということとは非常にわかりやすいという意味で、容易になつてきております。

それから第三番目の点は、経済的容易性でございまして、これも先ほど申し上げましたように、オリジナルなものをつくることに比べて金額がはるかに安くでき上がるというように、模倣が非常に容易になつてきております。

それでは、現在、現実にはそういう模倣というのがどんどん行われているかという御質問について

でございすけれども、現時点におきまして、我が国の国内で実際に回路配置の模倣が行われ、問題が発生しているという事はないと私は承知しております。しかしながら、半導体集積回路の集積度の向上に伴ひまして、模倣の可能性はますます高まっていくものと考えられますし、オリジナルなものを開発するよりも模倣すれば安くできるということになると、そちらの方に動いていく可能性がありまして、過去において半導体集積回路がその集積度が低い時代に、業界ではよくお互いに模倣し合うというのが習慣となつていた時代もあったわけでございます。

○田原委員 先ほどフローについて詳しくお話を伺いましたけれども、そのフローを逆行していつて、いわゆるリバースしていつて、そして解析していきまして、まねができるわけだと思ふのですけれども、先ほどのお話の中では、トランジスタ回路設計は対象にならないと言ふが、そこまですかのぼつてしまつて、そしてつくり直したものは、たとえ同じようなものができても、これはこの法律の取り締まりの対象にならないわけですか。リバースエンジニアリングというものがよく言われておりますけれども、本法との関係といえますか、その辺の微妙なところですが、ちよつと……。

○木下政府委員 今回の法律案におきましても、そのいわゆるリバースエンジニアリングに関する規定が置いてありまして、解析すること自身は法律でも認められるようになっておるわけでございまして。そのリバースエンジニアリングというものをやることによりまして、半導体に具現化されている製造方法、技術水準、ノウハウ等の評価を行つて、みずからの技術水準の向上を図ることができるといふ意味で、半導体集積回路産業においてはそれが正当な慣行として定着しておりますので、そういうこと自身をやることは法律でも認めることにしようというふうな考へておるわけでございす。

ただ、リバースエンジニアリングの結果、今先

生おつちやいましたように、設計の各段階における工程もすべてわかることになるわけでございす。そのレイアウト設計以前の段階にまでさかのぼつたものを、またそこから同じようなものをつくつていくというようなことで、實際上、商業的な販売を目的として同一の回路配置を持つた半導体集積回路を製造するというような行為になります。それは通常考へておりますリバースエンジニアリングの範囲から外れてしまふ、むしろ模倣と見るべきだということではございすので、そういう種類の行為は模倣行為として、この法律では権利として、もしそういうことをやたら権利者の方から排除行為要求等なされてもやむを得ないということになるのだらうと思ひます。

○田原委員 もう一度伺ひますが、トランジスタ回路設計図は模倣の対象にならない、そこまですかのぼつてもう一回フローに従つてきた場合、金が一番かかるのはレイアウト設計をやるコンピュータを使つたすり寄せの段階だから、保護してやらなければいかぬ、公正な競争ができなと言われたと思うのです。それを今のお話だと対象とならないトランジスタ回路設計まで戻つていつて、もう一回戻つても対象にならないような話だつたけれども、何かおかしいんじゃないですか。

○木下政府委員 トランジスタ回路設計、論理回路設計のところまで戻つてリバースエンジニアリングで設計の工程を解析、分析することはできるわけでございす。したがひまして、そこまですつた上で、戻つたものをベースにしまして独自にレイアウト設計を行い、それで半導体集積回路をつくるということになります。それは新しい半導体集積回路をつくり出したということになると思ひます。

○田原委員 よくわかりました。そうしますと、もうちよつとさかのぼりまして、論理回路とかシステム設計とかやつた結果、ここは余り金がかからぬから保護しなきていいというのか、保護の対象としても実益性がないと

いうのか、それとも保護しようすれば、保護する方法があるとするれば、どういう法律で保護されているわけですか。

○木下政府委員 今回の法律で保護しようとしておりますのは、集積回路の回路配置を保護しようということでございます。回路配置自身は観念的には、例えば特許法に基づく特許に該当し得るものでございます。ただ、新規性、進歩性というもののから考えると、回路配置自身について新規性、進歩性というものはなかなか認められないというふうになりますので、したがって、今回のような法律によつてそれを保護する必要が出てくるわけでございます。ただ、そのベースになります、その理論回路、トランジスタ回路につきましては、それ自身がもし新規性、進歩性を持ったものであれば、それは特許法あるいは実用新案法に基づく保護を受け得る性質のものでございます。しかし、今回のこの法律におきましてそういう新規性、進歩性のない論理回路あるいはトランジスタ回路までこの法律で保護するというようなことになりま

す、回路配置の円滑な創作活動を阻害するということが懸念されるということで妥当でないと考えております。

○田原委員 レイアウトは、そうしますと権利保護のために新しい法律をつくるわけですが、従来の特許法とか著作権法でもいいような感じがする部分があるものでしょうけれども、その辺はいかがですか。

○木下政府委員 ただいま申し上げましたように、特許法との関係で申し上げますと、回路配置は特許法で言う発明に抽象的には該当すると思ひますけれども、現実には既知の知識を基本とした経験則に基づく繰返し作業でつくっていくというふうなものでございますので、新規性、進歩性の保護要件を満たすことはなかなか難しいというところで、特許法による保護にはなじみにくいというところがあるかと思ひます。

それから著作権でございますけれども、回路配置はいわゆる実用物である半導体集積回路の本質

的な構成要素になつてゐるわけでございますので、半導体集積回路と不可分のものであるということでございます。このようないふことは必ずしもなじまないというものが著作権法の解釈だと思ひます。

○田原委員 この法律と、米国の半導体チップ保護法との最近で来たわけですが、これとの違いについて少し詳しく説明していただきたいと思ひます。

○木下政府委員 アメリカで昨年の十一月に制定されました半導体チップ保護法と我が国の法律とは若干異なる点があるのは事実でございます。それはその法体系自身が我が国とアメリカとの間で違つてゐるという点があることがございまして、そういうふうな若干の異なる点が出てくるのはやむを得ないことかと思ひます。しかしながら、保護期間、保護対象、権利内容等、基本的な枠組みにおいてはアメリカの半導体チップ法とはほぼ同じだといふふうに考えております。

アメリカの法律と違ふ大きな点だけ申し上げますと、第一は外国人の扱いでございます。アメリカの法律の場合には相互主義を採用してございまして、アメリカと同じような法律で保護してゐる外国のその国のチップはアメリカで保護するというような考え方に立つておりますけれども、日本の場合には、すべての国の国民の回路配置について同一の条件により保護するというようなことになっております。

それから二番目の違いは、権利の発生の時点でございまして、商業的利用または登録のいずれか早い時点で権利が発生するというアメリカの法律の体系であるに對しまして、今度の御提案申し上げております法律では、登録により権利が発生するというところを考へております。

それから三番目は、アメリカでは権利侵害に對して罰則の規定がございませぬが、日本ではほかの同様の知的所有権保護の規定とあわせて罰則規定を設けております。

○田原委員 第二十四条に善意者保護の特例規定

を設けておりますけれども、この趣旨についてお答えをいただきたいと思ひます。

○木下政府委員 第二十四条で「善意者に対する特例」という規定がございませぬけれども、半導体集積回路というものは、各種の製品に組み込まれてしまつて広く流通し、広く使われているというものでございませぬ。それで、模倣回路配置を用いた半導体集積回路が組み込まれた製品であることを知らずに、かつ知らないことについて過失がない者が業としてそういう半導体集積回路を譲渡する場合が出てくるわけでございますけれども、この場合も権利侵害であるといふようなことにいたしました。かえつて半導体集積回路あるいはそれを組み込んだ製品の流通を妨げるということになりかねないといふことを考へまして、本条により善意無過失者に対する特例を設けたものでございます。

ただし、善意者が模倣の事実を知つた後において、そのものを販売するといふような行為が行われても、それに対しても何ら処置を講じないといふのは適切でございませぬので、そのような場合には公平を確保するために、ライセンス料に相当する額の金額の支払いをそういう人たちに義務づけてゐる。しかし、それによつてその半導体集積回路自身の侵害を行つたということには必ずしもならないといふ考へ方でこの規定を置いておるわけでございます。

○田原委員 「回路配置利用権」の効力は、他人が創作した回路配置の利用には、及ばない。旨の規定が第十二条第一項にありますが、これはどういふことですか。

○木下政府委員 同じような考へ方に基づいて集積回路をつくつて、結果的に同じようなものができ上がるというところがあるわけでございますので、十二条の規定は、独立に開発された回路配置をこの法律においては他の別個に保護することを明らかにしたものでございまして、たま

た一致して、その模倣によつてつくつたものではないといふことがはつきりしたときには、それ

ぞれの人がそれぞれ創作者として権利の保護を受

けられるといふことが必要だと考へてつくつた規定でございます。

○田原委員 一般に、工業所有権、工業特許権ですか、特許の場合は、知らずにつくつてもできたものが同じであつたらいけないのじゃないですか。その辺、これと非常に違ふと思ひます。けれども、このように絶対的な独占権を認めなかつた理由はもうちよつとわかりにくいので、それ

も、説明していただきたいと思ひます。

○木下政府委員 特許の場合には先願主義を採用してございまして、同じ発明をした人の場合には、早く出願をした人の方が権利を得られる。しかもその権利を得るに際しまして、それが新規性があるかどうかという厳重な審査をした上で権利が与えられ、それに見合つた独占権が与えられてゐるわけでございます。ただ、本法の場合には、他人の回路配置の模倣を防止することによりまして、公正な競争を確保し、回路配置の創作者の投資意欲が損なわれないようにしようといふのが目的でございませぬので、まあ安くつくつてしまふ人を防止しさえすれば、そのそれぞれの回路配置について必ずしも新規性がないものもあるわけでございます。そういうものを開発しようといふ意欲がそれで損なわれることがないといふこととなつて、特許法とは違つた保護の仕方考へたわけでございます。

○田原委員 回路配置の利用権の内容に半導体集積回路の使用行為が含まれていないのですが、これはどういふことですか。

○木下政府委員 特許法の場合には使用の部分までその権利が及ぶる形になつておりますけれども、本法案におきましては先生御指摘のように使用の部分が含まれないようになつております。

その理由は、機械等に半導体集積回路が組み込まれてその一部として使用されるものでありまして、その使用に当たつてその機械の全体に占める半導体集積回路のウェイトというのは比較的小さいといふことがございませぬ。そのような状況であるにもかかわらず、使用行為を権利化すると

いうようなことになりまして、その機械等を使用するユーザーは非常に不安定な状態に置かれてしまふということになりまして、結果としてそういう機械器具の取引の安定を著しく害するということがございます。他方、その権利者にとりましては、使用者たる最終ユーザーにまで権利が及ばなくとも十分な保護を与えられるというような状況でございますので、この法案におきましては使用まで権利の対象とすることにしないうで十分だと考えたわけでございます。

○田原委員 回路配置の利用権の存続期間を十年にする、この十という数字は恐らく適切だと私も思うのですが、長いような短いような感じがすけれども、その理由と、それから附則に、施行日から前二年内に最初に譲渡等されたものに限り登録を認める、それ以前のもは保護しないという、これは当然の措置かもしれません、その辺の二年という数字ですが、これらについてもちよつと触れていただきたいと思います。

○木下政府委員 半導体集積回路のように技術進歩が非常に早いものについて、それを創作した人たちの権利を保護すること、それからそれを使用する人たちの使用する立場を保護する、両方考えまして、両方のバランスをとつてこれらの保護期間を考えた方がいいということで考えたわけでございます。

それで、十年間の保護期間が長いのか短いのかという点でございませうけれども、具体的にその全体のバランスを考へて適切な期間を考えたわけでございませうけれども、権利者が開発に要した費用を十分に回収するに足る期間保護することができれば十分ではないか、その後は公的な資産としてたれでも自由にその成果を利用できるような形にしたいかがどうかということも考えたわけでございませうが、普通半導体集積回路の場合には最初の出荷から六、七年でピークを迎え、十年程度でその半導体集積回路自身成熟化するというふうに言われておりますので、その時点まで保護すれば投資回収も十分に終え得るというふうなことを考

えて十年としたものでございます。ちなみに、アメリカの場合でもやはり同じ十年の保護期間をとっております。

（委員長退席、渡辺（秀）委員長代理着席）

それから、設定登録可能な期間を商業利用から二年以内とした理由でございませうけれども、これも創作者等とそれから利用者のバランス、両方を考へてやつたわけでございまして、権利者にとりましては、自分で開発した回路配置について二年間の商業利用を通じて技術的見地のみならず市場性、商品価値等がわかつてくる、そういうことが確認できて商業的価値のあるものを、初めてこれなら登録して自分の権利として保護してもらつた方がいいなというふうなことで申請できるという意味で、その申請費用も軽減されることになろうかと思ひます。すべての回路配置についての登録を要しないという意味でそういうことが言えるかと思ひます。

一方、利用者の立場に立ちますと、特定の人が潜在的権利をあくまでも保持しているというふうなことは必ずしも適当ではございませうので、二年以内に登録するようにと期限を切ることにによりまして、公的資産としてそれ以降は自由にその回路配置をほかの人も使えるようにする方がベターではないかというふうなことで二つのバランスを考へたわけでございまして、登録される回路配置が選別され、乱登録が防止されることは権利者以外にとつても商取引を行うに当たり注意義務の範囲の軽減に資することにもなるというふうなこともございまして、二年間で一応登録できる期間を切つたわけでございませう。

○田原委員 少し手続に関する点について伺いたいと思うのですが、年間どのくらい申請があるとお考へになつておるか、そしてその手続は相当複雑なのかどうか。こういう日進月歩の産業に関する技術ですから、できるだけ登録事務は簡素にして要を得て実効が上がるものが望ましいと私は思ふのですが、その辺の通産省のこれからの運営に対するお考へと、現に今どの程度まで考へてい

るかというふうな点について伺いたいと思ふのです。

○木下政府委員 こういう新しい法律でございませうので、実際にどのくらいのもの登録をして権利保護を求めてくるかということ現在の段階で推測することは非常に難しいわけでございませうが、通産省といたしまして半導体集積回路メーカーに年間どのくらい新しいものをつくつてくるかということを知りたいところでは、年間の申請件数は全体で数千件、多くても五千件程度と予想する会社が多かつたわけでございませう。今後、本法案の成立を待ちまして、さらに詳細な調査をし、それをベースにしまして登録機関等の人員配置等も考へていきたいと思ひます。

それで、登録をするに当たりましては、今先生おつしやいましたように、登録自体は申請の様式が整つて、創作者であることがはつきりする書類さえ整つておればそれで登録できるということでございます。内容に立ち入つて実質的な審査をするわけではございませうので、私もどなたもいたしましては、登録の関係の手続もできるだけ簡易なものにして申請者の方々の便宜を図つていきたいと思ひます。

○田原委員 認定登録といひますか設定登録といひますか、登録の事務のやり方というのはいふにどういふふうにお考へになつておるのですか。例えばどういふふうな事務的な機関を設けるとか……。

○木下政府委員 法律によりまして一応通産大臣が登録をするということになっておりますけれども、指定登録機関をして登録させることができるというふうな点になっております。行政事務のうち事実確認の判断要素の少ない定型なものにつきましては特別認可法人や民法法人等による事務を行はせようというので、できるだけ行政簡素化あるいは民間活力の活用を図るというふうな形で行政がよろしいわけでございませうので、本法に基づきます登録もどちらかというところという事実確認的なものが多いわけでございませうので、

指定登録機関にやらせるのが適當だと私も考へております。

したがいまして、まだ具体的にどういふ登録機関にその登録をやらせようかというところは決めておりませうけれども、本法成立次第、適當な機関を選定いたしまして、その登録事務を通産大臣にかわつて行はせようということをやりたいと思ひます。

○田原委員 我々素人考へに考へますと、これは権利保護ですから何か特許法に非常に類似したような法律であつて、工業所有権みたいなものですから特許庁を使つてやればそのまゝいいような気がするのですが、どうして指定登録機関などをつくらせてやるのか、その辺が少しわかりにくい気がするのですが、お答えいただきたいと思ひます。

○木下政府委員 まず、今回の法律に基づきます権利、これは工業所有権的なものではございませうが、工業所有権の範疇に入るものかどうかということについては特許庁といひます議論したわけでございませうが、やはり今回のものは必ずしも特許法体系で言う工業所有権の一部に該当するものではないという結論に達してあります。そういうことでございませうから、特許庁でその他のものはまづいといふことを言つておるわけではございませうが、本来国が行うべき事務は膨大な量がございまして、国がみずからやるのは必ずしも適當ではないのではないかというふうな感じがいたします。特許庁の場合には、御承知のように実質的な審査を行つて、その結果登録等の仕事を行つておるわけでございませうけれども、今回のものは事実確認の判断要素の少ない定型なものなのでございませうので、できるだけ民間機関を活用した方がベターではないかというふうなことを考へております。そのために機関を新設するのか、あるいは設立されている機関の一部の業務としてそれをやらせようのかということは今後検討していかなくては、その民間で人手や何かをたくさん食ふことの

ないような仕事のやらせ方で、できるだけ簡素な登録事務を進めたいと考えております。

○田原委員 設定登録を簡素にやっていたかどうかからそれにしたことはないのですけれども、具体的にそれじゃ申請書のほかになんなんものを出させようとしているのか、例でいいですから話してみてください、図面とか。

○木下政府委員 申請書につきましては第三条に書いてございます。第三条の二項で申請すべき事項が書いてございまして、三項でそれに添付するものとして通産省令で定めるところによりまして図面、写真、申請者が創作であることについての説明書その他通産省令で定める資料を添付しなければいけないということになっております。したがって、今申し上げましたような図面とか写真とか出していただくわけですが、私どもとしては通産省令で定める資料ということで製品自身も出していいただくことを考えておりますけれども、その程度のもので、企業秘密に当たるような細かいものまで出していただくようにすることは考えておりません。

○田原委員 指定登録機関というのは民間であろうと思うのですけれども、それで公平性、中立性が確保できるかどうか。確保してもらわなければいかぬわけですが、その辺のところを……

○木下政府委員 指定登録機関につきましては法律の二十八条以下に詳しく要件、役員の選任、解任事項等が決められております。したがって、今おっしゃいましたように役所、通産大臣にかわって登録事務を行うものでございまして、公平性、中立性が担保される必要があるわけでございます。

そういうことで、法律の中でその指定するための要件というのははっきり定めておりますので、それに従って公平かつ中立的な機関、公益法人、特認法人等をその対象として考えていきたいと考えておりますけれども、実際に登録事務を行うに当たりまして公平性、中立性等の担保がなされなくなるようなことというのは起こり得るわけでは

ございますので、そのときには事務規程の変更や役員の解任、適合命令というような規定に基づいて適切な措置を行い、その公平性、中立性を担保していきたいと考えております。

○田原委員 この法律ができると、米国において我が国の国民が仮に創作したとした場合に、そのレイアウトは保護されることになるわけですか。また、日米以外の第三国で我が国の国民が創作した回路配置が模倣された場合の方策はこれで十分なんですか。

○木下政府委員 現在、アメリカの法律では、アメリカの法律と同様の規定で保護している外国の半導体チップについては保護をするという規定になっております。

厳密に申し上げますと、アメリカの半導体チップ保護法では、回路配置の保護について米国人に對し内国民待遇を与えるか、あるいは同法の規定と実質的に同じ基準の保護を与えている国の国民が創作した回路配置につきましては、大統領布告により保護することができるということになっております。したがって、本法案が施行されれば、日本人が創作した回路配置をアメリカで保護してもらおうとが、大統領布告が出されればできることになるわけでございます。また、私どもは、十分その布告が出されるものと期待しております。

それから、この法律が施行される前にございしても、アメリカの半導体チップ保護法によりまして、国際経済規定というのが置かれておりまして、立法化に努力しているものと認めた国の場合には、商務長官命令によって日本人が創作した回路配置を保護する道が開かれているというところがございますので、現在、日本の業界は商務長官に對してその保護をしようというに請願を出しております。近々商務省においてはその審査を始めるといふふうに聞いておりますので、この法律が施行される前でも、日本人の創作した半導体集積回路はアメリカで保護されることになるだろうと私どもは期待しているわけでございます。

それから、第三国で我が国の国民が創作した回路配置が模倣された場合でございますけれども、模倣されたものが日本に輸入されるというようなことが行われますれば、本法案に基づきまして差し止め請求あるいは損害賠償請求等ができるわけでございます。しかし、その半導体集積回路が日本に持ち込まれず日本以外の国で取引されて使われるという場合には、本法律の適用の余地はございません。したがって、私どもとしては、本法案と同様の内容を持ちます国際条約みたいなものが早くできるように、アメリカとともに国際的な場面で働きかけを行っていただきたいというふうに考えております。

○田原委員 我が国の半導体集積回路産業及び半導体集積回路のユーザー業界、これは、この法律案をどういふふうにと受けとめて、どういふふう

に評価していますか。

○木下政府委員 この今の法律案の立案の過程で通産省に、産業構造審議会に小委員会を設けて、半導体集積回路のレイアウトをどうやって保護したらいいかという御検討をいただいたわけでございますが、そのときに、単にメーカー代表の方々だけではなく、ユーザーの代表の方々にも入っていただいております。それから、もちろんこういう知的所有権関係の学者の先生等中立的な委員にも入っていただいております。御検討いただいたわけでございますけれども、その中でもそういう各業界代表の方々は言っておられましたけれども、半導体集積回路がこれだけ大きな産業として進んできた段階で、その集積回路の回路配置を保護する必要性というのは非常に高いというふうなことで、保護すると同時に、取引に関するルールができることが望ましいというふうな感じの意見を皆さん方持っておられまして、したがって、そのようなルールをつくるための本法律案に對しては、集積回路産業及びユーザー業界ともに歓迎しているという状況でございます。

また、今御質問もございましたけれども、半導

体集積回路産業にとつては、今やアメリカ向けの輸出というの也非常に大きなものになっておりますし、アメリカとの技術的な協力関係も非常に高まっておりますので、アメリカにおいて我が国企業の半導体集積回路が保護されるための前提条件がこの法律の制定によってできるわけでございますので、そういう意味で、関係業界は高く評価していると私どもは考えております。

○田原委員 半導体集積回路産業は、国民生活や経済活動に不可欠となっている重要な物資を供給する産業であります。今後我が国においても健全な発展を促していかなければならない分野と考えております。大臣はこれをどのように認識されておりますか、最後に大臣にお伺いします。

○村田国務大臣 先ほど来、田原先生の御質疑をこちらで承っております。

一九八三年十一月にまとめられました日米先端技術産業作業部会提言にもございますが、半導体集積回路産業を初めとするハイテク産業というのは、先生の御質問にもありましたように、近年急速な成長を遂げております。これら産業の一層の成長は、経済フロンティアを拡大し、世界経済の活性化をもたらすものであつて、また生活水準の向上にも資するものが非常に大きい、このように考えております。

近年の貿易額またこの業界の発展というものも、特に日米において目覚ましいものがあるわけでございますが、政府といたしましては、こうした産業が順調に成長するべく、民間部門の投資及び研究活動を取り巻く環境整備を図るなど、民間活力が最大限生かされるよう努めてまいり所存でございます。

○田原委員 以上で聞きたいことは、表面的でございますけれども、大体終わりましたが、一つ要望しておきたいのです。

登録事務が複雑になるようなことがあつて、それがもとで技術が阻害されたり、あるいはもう一点、公平性、中立性が指定登録機関が民間であるために侵されるというようなことがないようにし

てもらわなければいけないし、また、国際的に必要なルールづくり、こういうものも急いでやっていただかなければいけないと思ひますので、ひとつそこを十分踏まえて今後研究していただいで、早急に対処しながらうまく運営をやつてこの法律を生かしていただきたいと思ひます。

○粕谷委員長 これにて田原隆君の質疑は終わりました。

続いて、水田稔君の質疑に入ります。

○水田委員 一つは、このチップパターンについて、今度法律で利用権の設定登録をやるう、こういうことでございます。これに関連するものとしては、例えば集積回路のレイアウトの開発については、設計図などについては、いわゆる著作権法に言うところの学術的な性質を有する図面、あるいはまた論理回路やトランジスタ回路については、現在でも多くの特許が取られて、それぞれ工業所有権で保護されている。こういう上にさらにいわゆるマスクワークの利用権についての保護をしなければならぬ、こういうことをやるうというところでございますが、こういう立法をしなければならぬ一つの背景になつたもの、あるいは著作権なり工業所有権とのどういふ絡みでこういう形の保護をしなければならぬかというところについての理由をまずお答えいただきたいと思います。

○木下政府委員 今先生御質問の中にございました論理回路、電子回路、トランジスタ回路と私どもは言つておりますが、そういうものについて、それが新規性、進歩性があるというふうなものであれば特許法や実用新案法の対象となつて権利を得ることができるといふことです。ただ半導体集積回路配置といふと、集積回路全体の配置のことを言うわけでございまして、部分的にそういう回路についての特許が成立しているといふたし、全体としての回路配置につきましても、それを保護する適当な法律手段が必ずしもないといふことでございまして、既存の特許法あ

るいは著作権法によつても回路配置そのものの保護を図ることは非常に難しいといふことでござい

ます。ところが、集積回路を開発いたしますためには、特に回路配置の開発には多大のコストがかかるわけでございまして、投入資金数億円、開発期間二、三年を要するわけでございまして。ところが、そういう多大の金と時間をかけてつくつたものが、でか上がつたものを見てそれをいろいろ分析した上でまねる、模倣するということが比較的容易でございまして、そういうようなことが行われるおそれが非常に強いといふことでございまして、それで、もしそういう回路配置の模倣が行われ

た場合には、模倣を行つた者は回路配置開発のために要する投資を節約できるということになりまして、多大の金をかけたといふ創作の方がむしろ被害を受けて、金をかけないでつくつた方が有利になるといふことで、公正な競争条件が確保できなくなるといふようなことでございまして、その結果、よりよい回路配置の開発意欲が失われるおそれがありまして、急速な発展を遂げてき

ました半導体集積回路の全体の発展が阻害されるおそれがあるといふようなことでございまして、で、そのような点を踏まえまして、本法案に基づいて回路配置利用権といふものを新たに設定して、それを保護することが必要であると考へた次第でございまして。

○水田委員 一つは、学術的な性質を有する図面といふことで著作権で保護される、これは五十年。それからトランジスタ回路、これは特許で十五年。それはその間、権利として有効なわけですね。一面、それを使つてつくつたマスクパターンといふのは十年でとかく利用権は消滅するといふことになるわけですね。ですから、そういう五十年、十五年、十年、そしてその間の絡みももつた原図、それから、さらにそれをトランジスタ回路に組んだものは保護されておる。片一方は、それを使つてつくつた実用物が十年という形になる。権利の保護の期間に大変差があるわけ

すね。そういう点で、実際に運用する上で不都合

が起きないのだからかという心配はないのだからかといふことについて、どうお考えでしょうか。○木下政府委員 確かにおっしゃいますように、著作権法の適用になり得る図面、それは五十年間保護されるということになりますし、それから先ほど申し上げましたように、トランジスタ回路あるいは論理回路につきましても新規性、進歩性があるものについては特許法で十五年保護される可能性はあるわけでございまして。ただ、この回路配置全体は、そういうものがあつたといつて完全に保護されるわけでございまして、この法律によつて初めて回路配置全体を開発した人の権利がほぼ十年間保護されることになるわけでござい

ます。私どもは、このように技術進歩の速い半導体集積回路といふようなものの場合には十年間の保護をすれば足りるし、また十年間たつた後は公的資産といふようなことでだれでもそれが利用される形にして、むしろ技術進歩を促した方がいいと考へまして、十年という期間で保護するのが適当だと考へたわけでございまして。

その場合には、今御指摘ありましたように個別の特許やあるいは著作権がひつかかるものがあるかもしれない。ただ、著作権五十年でひつかかる図面といふものは、図面自身がでか上がつた製品に権利として及ぶわけではございませんので、したがって、その図面ではなく、また別途回路配置自身を見てみずから新しいものを開発していくといふことは十分可能でございまして、それによつて不当に、著作権によつて図面が保護されて

いるためにせつかく十年で保護されている期間が切れてみんなが使えるようになって、その使えることが制約されるということとはなくなると思ひます。それからまた、一般の回路配置について特許ができてゐる場合に、十五年間の保護をされるといひましても、それはその部分についての権利の保護でございまして、その点は新しい法律案の中でも特許法との関係をはつきり書いてございまし

て、その関係は一応分けて考へることが十分可能だといふふうに私ども考へておりますので、この法律をつくることによつていろいろな権利が交錯して非常に複雑になり、かえつて進歩が阻害されるというふうなことはないといふと我々は考へております。

○水田委員 技術の進歩を考へるなら研究開発はみんなオープンにしたらいいと思ひます。みんなオープンにすれば全部利用できるのですから。それは権利として創作者に対して保護するわけですね。例えばトランジスタ回路といふのは、その回路に基づいてマスクパターンをつくるわけですね。そうすると、それは十年たつたらもうだれがつかつてもいいんだといふことになれば、もとのトランジスタ回路といふのは侵害されておるわけでしょう。そのトランジスタ回路に基づいてつくつたものが幾らでもつくれるわけですからね。そういう点で著作権法なりあるいは特許法なり、そして今度の保護法による権利の関係が、これをつくることによつて片一方の特許権の方が侵害されるということになる。そういう点の法律上の権利関係がむしろおかしくなるのではないか。私はどちらがいいかわかりませんが、例えば同じ十五年にしておけば特許に関する限りはそこに問題は起こらぬだろうという感じもするわけですね。その点はいかがですか。

○木下政府委員 ただいま先生の御質問の点のトランジスタ回路あるいは論理回路が特許の対象となつてゐる場合について考へますと、特許の対象になるような回路のそういう考へ方、そういうものの自身が組み込まれた回路配置といふのは存在し得るわけでございまして。その場合には、特許法との関係については十三条で、回路配置利用権者等は、その登録回路配置の利用が他人の特許発明又は登録実用新案の実施に当たるときは、業としてその登録回路配置を利用することができない。といふことになつておりまして、特許あるいは実用新案に当たるものはそちらの方の権利を受け取らないといふような形になつておるわけでござ

ございます。

したがって、特許法との関係で期間が別だからどうかというようなことはございませんで、例えば十年たった後、その回路配置の中の一部に使われておりまして特許の対象となつていないトランジスタ回路を使って、まただれかが集積回路をつくらうという事になりましたら、その部分についてだけ言えば特許権者から権利を譲り受けてやる必要があるということでもございまして、私も同じくは、集積回路自身について言えば、集積回路の回路配置の権利は十年間保護すれば十分に投資資金も回収できるだけのものができるといふことを考えておられまして、それによつて権利を保護することによつて開発を促進するという効果もございまして、また、十年間で権利期間を切るということによつて十年後にはだれでもがそれを使えるということ、ほかの人がほとんどそれを利用して新しい開発をやつていくことができるようになるという意味で、二つの意味で十年間が適当だと考えたわけでございまして。

○水田委員 そうすると、トランジスタ回路について、特許を取つたマスクパターンは、この法律で十年であるけれども、実際は特許の期間十五年が有効、特許を取つてないマスクパターンについては十年の保護、こういう法律だといふぐあいに理解してよろしいですか。

○木下政府委員 ただいま申し上げましたように、回路配置というのは半導体集積回路全体の配置でございまして、その全体の配置につきましましては、特許法上、新規性、進歩性等の面から見まして特許の対象とはなり得ないと考えております。といひますのは、単なる経験則に基づいて繰り返し反復作業でつくつていく部分というのがたくさんございまして、そういうものを新規性あるいは進歩性の対象としては考えられないということになるわけでございます。したがつて、この法律によつてそういう回路配置を権利として認めて保護する必要があるということ、こういう新しい法律をお願いしているわけでございますが、そ

の回路配置の一部に、特許の対象となつていて、いわゆる電気がこういうふうに通じていけばこういうふうな計算が速くできるというような論理回路あるいはトランジスタ回路の部分がありまして、その部分だけは特許の対象として考えることができるということになるわけでございます。したがつて、その部分だけは特許の対象として十五年間の保護は受けられますが、全体として見たものは特許の対象としてなり得ないということでもございまして、それはこの法律によつて十年間の保護は受けられるということになるわけでございます。

○水田委員 いや、このマスクパターンの中に特許の回路が入つておればこれは十五年だと、さつきそういう答弁をされたわけですよ。十五年、特許権で保障される、それを使う場合には当然特許権者の了解を得て、金を払つて使わしてもらつてそれから、そういう回路が入つていなければ、このマスクパターンだけであれば、これは十年の保護で足りる、こういう答弁をされておられるわけですね。そうなんですとか、こう言つておられるのです。

○木下政府委員 特許というのは新規性、進歩性のある、いわゆるアイデアでございましてけれども、そういうものが含まれた回路の考え方の部分については特許が成立し得るわけでございますので、そういうものについては特許法に基づいてそれ自身のものとして権利の保護がなされ得る。ところが、そういうものを使つて、一部分使つてつくつた半導体集積回路の回路配置全体は、その部分については特許で保護されておることになりまして、そのつくられた回路配置というふうなもの自身は特許の対象とはなつてないわけでございます。そのつくられた回路配置によつて保護するといふことになるわけでございますから、その二つは保護の見地が違つて、保護の部分が違つていふことで、二つがダブつて保護の対象となるというところはあり得ますけれども、その二つが存在するから、片一方が十年間しか保護されないからおかしいことになるではないかといふことには必ず

しもなり得ないのじゃないかと思ひます。

○水田委員 どうも答弁を聞くたびに何かしうです。私は一番最初に聞いたのは、特許法がトランジスタ回路については十五年。しかし、それを使つてつくつたマスクパターンというのは、これは実用物ですから、それは幾らでも次々つくつていくわけですから、それは特許の対象にならぬ。そこで、十年保護しなければ、リパースエンジニアリングが発達して、そしてすぐまねをされる、だからそれを十年保護するんだ、最初こういう説明。しかし片一方では、その中の回路というのは、設計したものの中に組み込まれておるわけですね、考え方は、これは新規性があるから特許を取つておる。その回路を使つたものが、片一方では十五年で、こつちの特許は十五年生きておるからそういう点で不都合が起きぬか、こう言つたら、それは法律で、特許を取つておる回路についてはその特許権者に了解をとつて使わなければならぬ、だから保護されていましてこう言う。そうすると、このマスクパターンの中の特許を取つた部分ですね、回路については、この中で特許を取つておる部分があるものについては十五年間、事実上権利が保護される。特許を取つてないものについては、この中の回路について、これはマスクパターンだけが保護されて、この法律で十年ですか、こう言つた。そうしたら、それから何かこう、わかつたようなわからないような、だんだん変な答弁になつていくのです。だから、それが本当なんです。

私の聞いておるのは、特許法と、今度の法律では十年。それは、回路そのものは特許で保護されておるけれども、このマスクパターンというものは、マスクワークというものは、これだけでは、その中にこの回路を組み込んでそのもの自体だけで保護されるんだ、こつちとは関係ないんだ、そういうことなのかどうかといふこと。後ろの方ではうなづいておるけれども、答弁する人が何遍も違ふことを答えたんでこれはいけませんよ。大事な法律を、大臣、出した方が本当にちゃんと

せぬでは、まともにこの法律の運用できませんよ。

○木下政府委員 特許の対象となつております回路、それはあくまでも一つの新規性のあるアイデアでございましてけれども、そのアイデアを使つてつくつたレイアウト設計、その中にはそのアイデアが組み込まれておりますけれども、その特許の対象となつたもの自身はその回路配置にあらわれてきていふというのではないわけでもございまして、回路配置はあくまでもそのアイデアを使つて回路配置ができておる。そういうでございまして、回路配置を含めた全体としての回路配置については権利を十年間で保護するというところでございまして、その中にはそのアイデアとして組み込まれた部分の、特許の保護の対象になつていふ部分は入つていふのは確かでございます。したがつて、その部分に関する限りは十五年間の保護を受けて、そうじゃない部分のいわゆる回路配置といふものの全体について言えば十年間の保護を受けるといふようなことになるわけでございます。

○水田委員 とにかく、こればかりやつてもいけませんから、あしたこれは城地さんにもう一遍話してみたい。今の答弁だつたら、やはりこのマスクパターンの中のいわゆる特許を取つたトランジスタ回路については十五年間権利が保障されておる。そうすると、片一方のこの法律で十年間というものは、回路について特許を取つてないマスクパターンだけが十年間だ、こういうことになつてしまふのです。

それは恐らく、後ろの方から助言しておるのを聞いてみると、そうじゃない、これは本来著作権で言うところの保護されるもの、特許法で保護されるものが、このマスクパターンをリパースエンジニアリングで分析して全く同じものをつくられた場合に、これは実用物だからそういう保護の対象にならぬという考え方があつた。だから何らかの形で保護しなければならぬといふ考え方が、いろいろな著作権や特許法を見ながらそれに当てはま

らぬ、当てはまらぬからこれでやろうということになつたんだと思う。

しかし、それなら、今ある法律の権利との関係というのは一体どうなるのかということが、やはりこれからは出さる人にも、特許を取る人にもみんなわかるように、今の答弁では、恐らく、この速記録を読んで、これから出そうとする人はわからぬと思うのです。

ですから、この点は私は時間の関係で保留しまして、あしたまた城地さんの方から、それまでに検討して、きちつとした答弁を城地さんにしていただきたいと思います。

それで、先ほどのお話にありましたように、この法律を出したのは、一つはやはり、リバースエンジニアリングが大変進歩して、時間と金をかけてやったものを簡単にまねして、いわゆるゾロ商品で稼がれる、これでは、とてもじゃないが新しいものを開発する意欲を失うじゃないかということがあります。

それからもう一つは、これは日米貿易摩擦との関係の、アメリカがいわゆるチップ法をつくる、そしてつくつけない国は保護しない、こういうようないわゆる相互主義でこの法律をつくつたということが、通産内部の議論を局長が十分頭へ入っていないということになると、そこらの議論がアメリカに押されて慌ててやつたのじゃないか、どうもそういう感じがして仕方がないのですが、アメリカはそういう相互主義をとっているわけですから、我が方の分は相互主義をとっていないわけですね。

今、半導体集積回路、いわゆる半導体の生産というのにはアメリカが世界の六〇%、日本が三〇%、両国で九〇%ですから、これはまさに二国間の問題というふうに思われる。ところが実際問題としては、新興工業国、韓国なんかは大統領命令で、この産業をやれ、そして輸出しろ、こういう形になっている。シンガポール、台湾等もそういうところへ参加してくることは恐らく間違いないだろう。アメリカは相互主義をとって、同じよう

な法律をつくらぬところについては保護しない、こういうことを言っておる。日本は、鉄にしたらつて、自動車にしたらつて、造船にしたらつて、みんな追い上げられているわけですね。この半導体産業が追い上げられないことはないわけなんです、まさにこれから大変なところに来るだろう。そういう立法の段階で相互主義をとらなかつたのは一体なぜなのかということをお答えいただきたいと思うのです。

○村田国務大臣 水田委員にお答えいたします。

アメリカとの交渉の際にこの問題が非常に大きく浮かび上がってきたことは事実でございます。二月にブロックさんと会ったときにも、半導体集積回路の保護を日本でもやつてほしい、ぜひ早急にやつてほしいということがありまして、日米の貿易交渉上の非常に大きな要項の一つでございます。

それから先ほど来お話が出ております著作権法の問題とエレクトロニクスの問題、みなそうでございますが、そういうった動機でこの法律案の起草になったことは事実でございますが、この法律案の中で相互主義を採用しなかつた理由につきましては、米国外に回路配置保護法を持つ国がない現状で、我が国も相互主義を採用いたしますと、他のすべての国に属する外国人は本法による保護を受けられない、こういうことになります。保護の範囲が非常に狭くなつてしまふ。そこで、日本国民が創作した回路配置が外国で模倣された場合に、その回路配置を用いた半導体集積回路を我が国に輸入する行為は本法の対象となりますから、實際上御指摘のような問題は少ないと考えます。

いずれにいたしましても、本法成立後、国際的なルールづくりに積極的に協力してまいりたい、こういう考え方で臨んでおります。

○水田委員 私の質問に完全には答えていたとは思いません。大事なことは、新興工業国というのとはにかく技術的に追いつこうというのでいっぱいでしょから、他国のことまで考える余裕がまだ

ないのかもしれませんが、少なくとも世界の九〇%をつくつておるアメリカと日本がやつた。これから参入してくるころも含めて、今最後に大臣が言われたように、そういう点でお互いに問題が起きないような仕組みを国際的につくつていく必要があるのじゃないか。この日本の法律の中に相互主義の項目が盛り込まれていないけれども、その点はひとつぜひこれからの課題として努力をしていただきたい、こういううまいに要望しておきたいと思ひます。

それから、この法律の内容について、これを読みますと、保護する権利の範囲というのはいくつもの程度なんだろうかと心が心配であります。一つは、チップパターンの完全なコピー、全く同一なものだけにしか権利が及ばない、こうなると、それに機能的にいうとほとんど関係ないような回路を入れて、ほんとうに部分的な変更を行つて届けをする、これは創作だということ登録されれば、簡単に変更にまでも権利の侵害といふことで認めない、権利として保護される、こういうことになれば、この法律は特許法なんかと違つて登録が簡単にできるわけですから、登録の簡便さ、手続が簡単な割に大変大きな権利を与え過ぎるという矛盾が起きるのではないかと、そういう心配をするわけですが、その点はいかがなものでしょうか。

○木下政府委員 新しくお出ししましたこの法律案は、登録によつて権利が発生する、しかし、登録自身のときに実質的な審査は余りしないのでやるといふところが非常に特徴的なところでございまして、特許法の場合には実質審査をした上で権利が発生する形になります。一方著作権法の物の考え方の場合には、創作をした段階で権利が発生したままになって、登録をすること自身を要件としていないといふところで、この権利の保護の仕方としては新しい考え方だといふことは言えようかと思ひます。ただ、今御質問のございました点は、確かに私どもとしても今後の運用に当たつて

いろいろ問題が出てくるころではないかと考えてはおります。

ただ、御承知のように、この法律は十二条で独立に開発されたものであれば、それがたまたま同じものであつても、それぞれが創作として保護されるという形になっておりまして、特許法のように、どちらか先に開発した人の方に独占権ができてしまふという形になつておりません。したがつて、個々独立に開発したものであれば、それがたとえ同一であつても、同一であること自身がその権利関係に特に影響を及ぼさないという意味で特許法とは違いが出てくるわけでございます。

それで、どの程度同一であればまねした回路があるかどうかということの関連において申し上げますと、開発された集積回路をまねをしてつくつた場合に、完全にまねをしてしまつておれば、それは当然まねをしたものだといふことで権利侵害したといふことがはつきりいたしますが、部分的にまねした場合にはそれがどうなるかという点が問題になってくるかと思ひます。この点につきましては、登録をいたしましたときに、その内容が同一であるかどうかを審査して登録をするという形をとつておりませんが、形の上で申請書類が整つておれば登録だけはなされて権利は発生し得る。あと問題は、模倣されたと思う人が模倣したと思う人に対して訴訟で問題を解決していくというふうなことでございまして、現実の訴訟におきまして、模倣の程度との兼ね合いで同一性かどうかという点の判断がなされることにならうかと思ひます。したがつて、幾つかの訴訟がなされることによつて、訴訟の積み重ねで同一性かどうかの判断ができて上がつてくるというふうにお考えいただいた方がよろしいかと思ひわけでございます。

ただ、過去における判例の考え方いたしましたでは、全体として考察して同一かどうかを判断する、それから公知の部分には評価せず特徴的な部分を高く評価するというふうなことで、過去の判例

によって意匠法で同一性であるかどうかの判断はなされておりますが、そのような考え方と同じような考え方、今後どの程度まで同一であればそれがまねたものだとか判断するかということが訴訟の段階で決まってくることになるのではないかと思います。

○水田委員 今の答弁を聞きますと、この法律をつつたことによつて、権利の保護と同時にそれ以上に大変な紛争が起きてくる。裁判所は仕事が多量にあると、日本の裁判というものはなかなか進まぬというのが今の実態なんですね。そこへ全部持ち込むというのが一体本場に権利の保護になるのかという気がするのですが、これは特許法と違つて行政の審査はやりやすいですね。侵害という場合でも、そういう手続をしないですぐ訴訟ですね。そういう点は裁判所の方の見通しなんかとちやんと、どの程度そういう紛争が起きる、大し出てないからすぐ裁判へ行つたらいいとお考えになつたのかどうか、その点もお伺いしたいと思ひます。

もう一つは、今の御答弁の中で、全く同じものが出た場合先願主義をとらない、そうすると、一カ月前と一カ月後にしても、いずれも創作であればこれは両方とも登録する、こういうことなんですね。そうすると、これは創作ということ自身もまた、部分的な変更でいわゆるまねをしたというのとは違つて本場の創作というのをこれも裁判所で判断するわけですか。

それからもう一つ、ついでに聞いておきたいのですが、例えば特許法の場合は先願主義ですが、全く同じものが同じ日に出版された場合に、特許法上はどういうふうな扱いをするのですか。

○木下政府委員 まず第一の、全く同一のものが別々に登録されて権利となつた場合の二つの権利者との間の関係についての御質問でございますが、これはもしAという権利者の方がBという権利者に対して、Bという人がAのものをまねたというところで争ひが起つたということになりますと、当然裁判の場合でAという人はBという人がA

という人のつくつた回路配置をまねをしたということを立て証して、それで立証したことによつて、もし立証を成功させればBという人がAという人のものをまねたというこの判決が出るという形になるわけでございます。したがつて、裁判所の場で全く裁判官に白紙で判定してもらつたということとちやなくて、それぞれの人が、片方はまねたというのを証拠を挙げて主張していくし、反対側の人は、いやまねたんじゃないと独自にやつたんだということを証拠を挙げて主張していく。その主張の過程で最後は裁判所が判決を下すということになるわけでございます。

それから、特許につきまして今御質問ございましたが、私特許の専門家じゃございませんので全く正しいお答えになつていかどうかわかりませんが、特許について全く同じ日に全く同じものの申請が出た場合には、両者が協議してもらつて、協議してもらつた上でどちらかが申請を出した形にするということとございまして、両者の協議が整わない場合には、両者の申請は認められず特許としては成立しないということになるそうでございます。

○水田委員 特許の関係、そのとおりなわけですが、話がつかなくなつたら両方とも認めないわけですね。一つは特許法そのものではないわけでありまして、現にそういう権利の保護、工業所有権の保護についてはそういう手続もあるわけですから、これは事実上裁判に持つていくというのが立法の方としていいのかわるか、これは後でまた技術的な審査の問題もお伺ひしますが、そういう点ではそこらに問題があるのではないかと、やつてみて将来に残るのではないかと、そういう気がするというところだけ申し上げて次の質問に移りたいと思ひます。

それは、今もちよつと申し上げましたように、登録されたチップパターンというのは、これは例えばそのパターンで見ると違つておつても、入力をしたものが出てくる時に全く同じ能力を持つた、そういうものも実はあり得るわけですか。

ね。ですから、そういう点では登録で申請されたものを判断する場合に、一つは新規なものとして、いわゆる創作的なものかどうかというのとは今の公知のもののデータをちゃんと持つておかなければならぬわけですね。基礎データがないと、これは新規なものかあるいはもう既にみんないが使つておるものを出して、おれの権利だ、こういう権利を振り回す人もなきにしもあらずだと思ひます。

それから、チップパターンそのものでは違つておるようで見えても、機能的には全く同じというのはあり得るわけですね。回路のつくり方によつてあるわけですから、そういう点からいつて、登録のやり方が余りにも簡便さになつて、正確さといひますか、それぞれの権利を保護するという点で欠けておるのではないかと。

ですから一つ必要なことは、やはり基礎データ、これまでも公知のチップパターンがどういふものが公に出てるか、それからもう一つは、それらと照合する技術的な仕方というのは非常に難しい、技術屋というのは判断が大変難しい。ですから基礎データとそういう要員をそろえることができるのかどうか、そして手続上はある程度予備審査的なものがちゃんとできる体制がなければならぬと思ひます。

ですから基礎データの問題と、それからチップパターンが違つておつても本質上は同じ機能を持つたものなんかは一体どうなのか、そういう技術的なことを判断するためには、その技術屋のレベルというのとは非常に高いものが要求される、そして、それは単に簡単に外見上だけで見て、これは新しいからということではなくて、ある程度は技術的に検討ができる、そして、そういうものを持つた予備審査が必要ではないかと私は思ふわけですが、権利の保護ですから、そういう点でひとつ今の四点についてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○木下政府委員 この法律案によります登録の審査という問題について御質問があつたわけござ

います、第八条で「通商産業大臣は、設定登録の申請が次の各号のいずれかに該当することが第三條第二項の申請書及びこれに添付した図面その他の資料から明らかであるときは、設定登録の申請を却下しなければならぬ。」ということと、一、二、三ということ、創作でないこととか、創作者が二人以上ある場合において、その共同の設定登録の申請をしてないこと等が書いてあるわけでございます。

したがひまして、登録を受けるときに、その提出された資料、図面等から見て創作でないことが明らかであるときには拒否するということとございまして、あくまでも書面から見てそれを拒否するかどうかを決めていくということとございまして、マスクパターン等で公知のものがあつて、その公知のものをまねているかどうかという内容にわたつて審査をするわけではないということとございまして。

したがひまして、この法律では、先ほども申し上げましたけれども、独立に開発された回路配置は同一のものであつても保護されるという考え方とございまして、審査に当たつてその回路配置が公知であるかどうかということを調査する必要はないわけでございます。したがひまして、その登録機関におきましては、公知のマスクパターン等の基礎的なデータを保有しておいて、その保有したものに基いて申請があつたら、一々それが新規のものかどうかという審査をする必要はないという形の制度になつておるわけでございます。

また、その回路配置は違つておりますけれども機能は同じというものが保護されるかどうかという点についてでございますけれども、本法の保護対象は回路配置に限定されておりますので、先ほど申し上げました論理回路とかトランジスタ回路や半導体集積回路の機能等は本法案において保護されているわけではございません。したがつて、回路配置が模倣されたものでない限り、たとえ機能が同じであつても、それらの回路配置はそれぞ

れによつて保護されるというようなことでござい
ますので、したがつて、今回の登録という制度は
非常にユニークな制度でございまして、形式
的に書類の文面上拒否すべき事由がない限り
においては自動的に登録が行われ、権利として
その段階で権利が発生することになるわけ
でございます。

○水田委員 ユニークなと言われるのですが、私
は、権利の保護に関するものには余りにもラ
フ過ぎると思うのです。今御答弁いただいたこ
とを逆に、例えば申請者が創作でないことを裁
判の場合争うのは、どっちが創作か、反論を挙
げて争証しなければならぬ。この判断する場合
は、創作でないことというのは、基礎データも
何もなしに創作でないと言われぬです、初めて
出てきたら、基礎データも持たぬわけでしょう。
そんなものを見る必要はないと言ふ。こんなラフな登
録の仕方では、一体これだけの権利を保障してい
るか。あるいは、法律が施行されたときに、施行さ
れるまでにいろいろなマスキングを全部、リ
バースエンジニアリングが発達しておるん
です、分解してまねするだけじゃなしに、その論
理回路を全部書くことができるんですね。それを
やつておいて、主要なものだけを一斉にばつと出
したら、それが全部権利を押さえてしまうとい
うことにもなりかねないわけですね。

それから例えば、申請者が創作でないこと
というのは、あとともう一体どうやって判断する
のか。あるいは書類上適合しておればとにかく登録
させるんだ、こういう非常に簡便なやり方。それ
にしては逆に権利は十年間保護されるわけだか
ら、本当にラフ過ぎて、混乱が起きるのは目に
見えておるわけですね。

そういう点は、先ほど私が言いましたように、
基礎データは必要ないかと言つたら必要ないとい
うことですね。どうやって創作であるか、公知
のものを創作らしく手続をしてきたのかという
判断さえできぬのに、もうとにかく言うてきたら
全部登録するんだ、そこで争いがあれば全部裁判

所でやりなさい、こういうことになるのですね。
それでしよう。それが法律の立て方で、それでい
いんです、こういうことなんです。

○木下政府委員 創作が創作した関係の書類を
添へて登録するというのが通常の例でございま
すが、今先生の御質問は、創作じゃない、まねし
た人がどんでん登録してくるようになったらどう
いうことになるだろうかという……（水田委員
「それができるんですよ、これはやろうと思えば」
と呼ぶ）はい、そうではないかと思ひます。形式
的には、まねをした人が、自分がつくつたと言
つて申請してくることは可能かと思ひますけれど
も、ただ本法律は、先に登録した人に排他的独占
権を与えるわけではございません。したがつて、
真正の開発者が登録してくればその人の登録も有
効なもので、当然権利として発生するわけでは
ございません。

したがつて、先ほど申し上げましたように、十
二条で、独立に開発をすればそれぞれの人が、結
果的に同じものであつたにしても、それは登録す
ることは可能だということになっております
で、したがつて、早く登録をして押さえてしま
う、あとの人が出てこれなくなるという意味
での先願的、独占的な権利がないわけではござい
ますから、まねをした方が早目に出て押さえて
しまうというようなメリットというのは、そもそ
なところからいふと、先ほど申し上げましたよ
うに、最終的には裁判の場
で権利の争ひが行われるわけではござい
ますが、他人に権利を主張する際には、その前提として訴訟
等におきまして眞の創作であるか否かが争われ
るわけではございまして、あえてまねした人が自
分がやつたと言つても、やつたこと自身によつ
て自分が創作であることの推定をなされるわけ
でもございせんので、むしろそういう場が出て
くることによって、眞の創作が自分の権利を侵
害されたということが出て、裁判の争ひになるケ
ースもふえてくるというようにございま
す。したがつて、まねする人が早目に先手を打つ

て登録するメリットは全くないと言ひ
ると思ひます。

それからもう一つ、登録に対しては罰則の適用
があるわけではございまして、創作等以外の者
が登録するおそれはほとんどないと私も考
えておるわけではございまして。

ただ、先ほどおつしやいましたように、あくま
でも形式的な書類によつて登録をいたしますの
で、あと裁判所の場で争ひが起こるということに
なるわけではございしますが、これは著作権法の場
合の著作権についても同じことではございまして、著
作権については、これは登録を権利の発生要件と
しておりませんけれども、著作権者であるかどうか
という点はすべて裁判所において争ひが行われて
いるということではございまして、その点に関
する限りにおいては、著作権とや似た面があるとい
うことが言えようかと思ひます。

○水田委員 著作権の場合は先に発表しておるわ
けですから、それはいつの時点で発表したかで片
一方がそれをまねしたかということとはわかるわ
けですね。この場合は、今新しい法律ができれば用
意ドんでいくわけですから、やろうと思えばやれ
ぬことはない。そして争う場合に、リバースエ
ンジニアリングでこれは分解したら、逆に配線
と見れば、この論理というのはどうなつてこ
うなるんだというの、そのくらいのことではござ
いせん。から類似品がつくれるわけですね。そうするとそれ
を争うのに裁判で、裁判というのは三年、四年す
ぐかかるんですよ。こういうチップというものは三年
もすれば寿命がなくなつてくるんですよ。次のもの
にいつておるんです。争ひだけ残つて、まねしたの
が得だということではございまして、まねしたの
りはせぬかということでは私は心配しておるわけ
ですよ。

ですからそういう点では、さつきから言うよう
にある程度は、これは本言と自民党、与党の
皆さんもよく聞いていたで、これは本言に保
護するんだつたら予備審査ぐらいやる。それは特
許法ほど厳重にやらなくてもいいけれども、そし
てそれを審査する機関は相当な専門の技術者をそ
ろえて、基礎データをコンピュータに入れた
ら、そんなにまだチップパターンというのは山ほ
ど、特許のように百年の歴史があつて何百万とい
うんじゃないですか、そういうものをもちつて
よつとボタンを押せばこれはというぐらゐな、そ
のぐらゐのことは、新しく法律をつくるんなら考
えた方がいいんじゃないかと思ひますね。
これは大臣いかがですか、ずつと今の質疑を聞
いておられて。

○木下政府委員 大臣御答弁になる前にちよつと
補足して御説明させていただきますと思ひます
が、その書類が整つていれば登録されるというこ
とは申し上げましたけれども、申請に当たりまし
ては、回路配置を記載した図面または回路配置を
あらわした写真を添付するということをしており
ますし、さらに申請者が創作等であることにつ
いての説明書等も提出させるということになつて
おりますので、創作等以外の者が申請できない
ような書類を一応出させることにはなつておるわ
けではございまして。

それから、もちろん先ほど申し上げましたよう
に、指定登録機関で全くこういう半導体につ
いて知識がない者がその任に当たるわけでは
ございせん。形式審査でありまして一定の半
導体に関する知識経験を有する者は当然必要で、
その中には電子回路の知識等についても含まれ
るわけではございまして、そういうような人た
ちをこ
ういう登録機関の中に配置することによりまし
て、十分今おつしやつたような点は配慮してい
きたいというふうに考えております。

ただ最終的には裁判で争ひが起こるわけでは
ございまして、先生御指摘のように最近の裁判は非
常に時間がかかるというやうな問題があります
ので、半導体集積回路の生命がなくなつたこ
ろに判決が出るおそれがあるんじゃないかとい
う御指摘もごもつともかと思ひます。ただ、こ
ういふ問題につきまして裁判が提起され、差
しとめ請求権等が出されまし
たときには、当然のことではございま

すけれども仮処分の申請等もできるわけでございますので、そういう点で裁判所の方に早目に処置をしていただいて、せっかくまねした人がどんな仕事を進めることで真正の創作者が損害を受けることのないようにするよう措置はぜひ裁判所の方でやっていただきたいというふうに考えるわけでございます。

○村田國務大臣 先ほど来の水田委員の御質問、ずっとこちらで承っております。

両国以外で具体的に回路配置の保護のために立法措置を講じようとしている国があるとは聞いていないわけでございます。これは日米両国系のメーカーで半導体集積回路の全生産量の九〇％を占めておるといふことも一つの大きな原因だろうと思えます。御承知のようにWIPPO、世界的な所有権機関においては、日米両国の回路配置保護法を参考としながら国際条約及びモデル法案の検討に入る予定と聞いておりますが、こういった国際的な検討も急がれておる。これには我が国も積極的に協力を進めたい。

それと同時に、先ほど来の御質問にありましたように、特許権のようないわゆる先願主義をとっておりません。したがって、この法律独自の体系でやっていくわけでございます。今後、法の運用において十分慎重によく検討をし、そして、委員御指摘のような御心配のないような進め方をしたい、このように考えております。

○水田委員 予定答弁を読んでいただいても……私が言ったのは、実際に実務をやる上で、この法律の目的というのは、努力をした人の権利を保護すると同時に、それによって、半導体産業といえますか、その産業の発展を目的としておるわけですか。そう書いてあるのです。ですから、そういう方向にならぬではないかという心配から私は伺っております。

紛争が起きるような形になって、そして裁判に頼れば時間がかかる。その間には、実際には寿命が短いから、その両方が争って、まねした方がど

つちかわかりませんけれども得をして、次のものを開発して次のものを使う段階になる。裁判にすべてを頼るということは、そういう点ではむしろ紛争を多くして業界を混乱に陥れるのではないかと。そういう点では、手間がかかっても、もう少し予備審査くらいやって、データを持ってやっただ方がいいのではないですか、そういう提起をしておるわけですね。そうでなければこの法律の目的というものが達せられないのではないかとこの内容の一つずつ申し上げたわけですね。

ですから、その点は、新しい法律ですから今までのあれがあるわけじゃない。あるとするならば著作権法と特許法、いわゆる工業所有権との絡み、その中で保護し切れないものを包括していいかという点で保護し切れないものを包括していいかという点で保護し切れないものを包括していいかという点で保護し切れないものを包括していいかという点で保護し切れないものを包括していいか……

です。それから、それはアメリカとの関係も十分よく知った上で聞いておるわけですから、その中でどうだろうかという点でみると、どうもよくはならぬ

でまずい点が出てくるのではないかと。そこらあたりは、初めての法律ですから、与党さんを含めて、政府ができてきなければ——与党の理事さん、よく聞いてください。与党の理事さん、ちょっと話をやめて聞いてください。そういう点では、委員会の中でも一遍議論をして、よりよきものに私どもはしたいために、疑問に思うところを申し上げておるわけです。

時間関係もありますから、最後に、そういうことをやられる登録事務の関係は一体どうなるのかということ。

先ほど田原委員の質問の中にもありましたけれども、これを読みますと、その機関、公益法人ですね。その機関に「全部又は一部を行わせる」と書いてあるのです。そうすると、この読みようによつたら、通産省も登録事務をやるのだらうかどうか、あるいは、この登録機関というのは複数を考えておるのだらうかという感じがするわけですね。先ほど言いましたように、これは登録されれば大変大事な権利が保護される。ですから、そういうことについては十分それが読み切れる技術屋の集団というものが存在しなければならぬだろうと思うのです。

そういう点で、登録機関というのは、形の上では、どうなんですか、単に一つの公益法人というのをこの法律によつてつくって、そこに一切をやらせるのか、あるいはまた、これは一つだけではなくて二つになるのか、あるいは通産省も受け付けますよ、あるいはその公益法人にも一部をやらせます、こういうことになるのか、その点をまずお伺いしたいと思います。

○木下政府委員 先生おっしゃいましたように、登録の関係を事務につまみしても、受付、却下、設定登録の取り消しあるいは原簿の保管、原簿の閲覧等いろいろな事務があるわけでございますが、それにつきましてまでを指定登録機関に行わせるかは、事務の性格、指定登録機関の事務処理能力等を勘案して決めることにしております。今のところまだ確たる方針を最終的に固め

ておるわけではございません。しかし、「指定登録機関に、全部又は一部」と法律には書いてございますけれども、登録事務の全部を行わせることも可能かというふうな考えております。この点は、どのくらいの登録事務になるかというふうなことも考えて最終的に決めていきたいと考えております。

ただ、指定登録機関を決めます場合に、それの一つにするのか複数にするかという御質問がございましたけれども、現在までのところ、考え方は決まっておりますが、登録事務を一体的に支障なく遂行していくために、しかも、当面、その事務処理量はそれほど大きくは大きくないものになるというふうには予想されております。で、全国で一つの機関を指定すれば十分ではないかというように考えております。

○水田委員 それからもう一つは、これは新しい法人なのかどうか知りませんが、登録事務以外のこともこの法人はやるということ想定した文章になっておるわけですね。この点は何か既存の公益法人を想定されておるのか、あるいは、新しくできるものにこの登録事務とそれ以外のもの、この事務の実施を阻害するようなことをやるとはならぬ、こう書いてあるわけですから、ほかのことをやってもいいと書いてあるのです。ですから、既に存在している何らかの公益法人を想定しておられるのかどうか、その点をお答えいただきたいと思うのです。

○木下政府委員 この法律によりまして、登録事務以外の事務を公益法人が行う場合というのを予想しておるわけでございます。具体的には、その業務としては、登録事務と特別な利害関係がないもの、あるいは登録事務の実施を阻害するおそれがないもの、指定登録機関の経理的基礎を不安定にするおそれのないものというふうなものを考えておるわけでございます。これらの条件を満たすものであれば、具体的にどのような業務を登録事務以外にやっているものでありまして、指定登録機関として指定することができないのではない

かというふうを考えております。

ただ、現在のところ、どのような法人を指定登録機関にするかというところは、まだ最終的に考えが定まっておられませんけれども、私どもとしては、行革の精神に反しないよう、できるだけ簡素なものであり、しかし能力の十分にある機関でやつてもらうということを考えておるわけでございまして、その場合には既存の法人を利用することもありますし、新規に設立する法人をそれに活用するというようなことも考え得るかということで、現在、どのような形で指定登録機関にやつていったらいいかということを検討中の段階でございます。

○水田委員 これは、特許庁という官庁を置くほどの数、それから、それだけの強い工業所有権の保護をやる仕事ではないにしても、大変重要な権利を保護する、保障する、そういう機関ですから、当然、ほかの仕事なんか考えずにこれに専念してやる、公益法人であろうともそうであるべきだろうと思ふのです。それを殊さらに、まだ何も考えていない。考えていないにもかかわらず、ほかの仕事もやるような条文を入れるというのは、既存の何かの、まあわかりませんよ、例えば、特許協会があったり、JAPATICがあったり、何かそれに似たようなものが電気産業の中であつて、そういうものを想定しておるのではないですか。何かの業務をやつておる、それへくつつける、それは私はとるべきではないだろう。例えばこれ、場合によつたら民間からの出資金、民間活力が好きですから、民間から金を出せというのが民間活力、こう思われているのかもしれないけれども、出資金、それから国の財政的な援助ということも頭に描いておるようですね。しかし、どの程度のことかどうなるかわからぬときには、まず法人ができる前は、それは当然法律が施行されたら通産省がやるべきです。まずやつて、そういう中でこれは事務的にこうしたいといふことを考えるべきじゃないだろうかといふのが一つ。

それからもう一つは、先ほど来、電気回路に対する相当高度な技術を持った人を配置しなければいけません。それを考えれば当然、そういう連中がおりるところというのはどこかわかるわけですね。知識経験を有する者が何名以上おらなければならぬ、こう書いてあります。知識経験とは一体どの程度の知識経験なのか。例えば大学院において電子回路を専門に履修した者とか、あるいは半導体の設計で、例えば工学部電気科を出て何年以上その経験を踏んだ者とか、そういう者でなければ、今はほとんど進んでいませんから、現場でやつてゐる者ではとてもじゃないが追いつかぬ。設計というのとは一番先端を行くわけですから、そういう点では、どういふ人々を考えておるのか。

もう一つは、今考えてないといふのは私はおかしいと思ふのです。政府は、閣議決定して法律まで出してきておる。それはもうちゃんと根回しができて、おせん立てができた上である。じゃ何でやるというたら、例えば登録事務以外のこともやることを想定したいわゆる公益法人を考えているというの、何かのものが想定されてあるという疑いを持つわけですね。ですから、これは大事な権利の保護ですから、それはやるとするならば早急に、一つの法人でやるのならばきちつとやるべきですが、それがきょう現在法律を審議しておる段階で頭に描かれてないのなら、当面、とにかく法律が発表して一年ぐらひは通産省でどういふことになるかといふことをちゃんとやるということが、法律をつくる側としては、登録をしようとする人たちに對する当然の義務だろうと思ふのです。

それともう一つは、知識経験を有する者といふのは具体的にどういふ人々を指しておるのか。例えば何となく業界の社長とか何とか、これはとてもじゃないがそんなものではできぬわけですから、その点は、どういふことを考えておられますか。

○木下政府委員 指定登録機関に登録事務をやらせる場合には、通産大臣にかつてこの事務をやつてもらふわけでございますから、当然のことでは

ございますけれども、その機関自身は公平、中立なものでなくてはならないということになると思ふいます。それを確保するために、職員あるいは役員の経歴等を十分判断して、公平な事務が行われるように持つていかなくてはならないわけでございます。

その場合に公益法人、例えば財団法人を設立するといふようなことになりました場合には、民間活力の活用といふことで出資等を民間企業に求めることはあるかもしれませんが、私どもとしては、出資を求める場合があるにいたしまして、その運営自身は全くそういう出資をした個々の企業とは関係のない形で、公平、中立な人々たちによつて運営してもらふようにして行くべきであるし、また、していただきたいと考えております。特にこの国際的な商品につきましては、諸外国との間で最近経済摩擦等が起つておまして、こういう認定機関と検査をする機関の中立性について諸外国もいろいろ注文をされておるわけでございますので、当然私どもとしてはそういう形で考えていきたいといふことでございます。

そこで、どういふ人がその登録事務に携わる資格があるかという点についてでございますが、具体的には通産省令で定めることになるわけでございますが、当然のことながら、大学以上の学歴を有し、かつ半導体集積回路の設計、開発、研究等に関して一定の実務経験を有するといふ人々を予定しておるわけでございます。

あと問題は、どのくらいの事務量になるかという点でございます。私も調査いたしましたところでは、各企業からの申請件数は年間数千件ぐらひには上るのではないかとしようなことでございますが、実際に始めてみませんとなかなか具体的な登録事務の件数が把握できないといふこととでございますので、法律が通りまして、政省令等で検討している段階で十分に調査をいたしまして、どのくらいの仕事量になるかということに合せて、そういう指定登録機関の人数等も決めていくということにならうかと思ひます。

最後の御質問は、そういう指定登録機関を指定しないで、まず通産省でやつたらどうかといふようなことであつたかと思ひますけれども、私どもは、通産省自身でそういう登録事務をやつていくか、その場合でも、現在は定員をふやすことが非常に難しい状況でございますので、そういう中でこういう登録事務に携わる人を相当数割いていくことができるかどうかということも含めまして、最も国民全体にとつて便利といふか一番適切な方法で、しかも、むだのないやり方で、この事務がやれるように持つていきたいと考えております。

そういうことで、もし指定機関を指定します場合にどういふ機関にしたらいいかという点の検討はいろいろやつておるわけでございますが、まだ最終的にこうしたいといふようなところまで行つておりませんので、現在のところは検討中というところで御勘弁いただきたいというふうに思ふ次第でございます。

○水田委員 私はお役所の皆さんに考えてほしいのですが、行政改革といふのは、必要でないところははずつたらいんですよ。必要ないところは必要ない、必要ないところまで減らすのは行政改革じゃない、行政改革なんですよ。ですから、これは国民のために絶対必要だといふことであれば、通産大臣が中曽根総理大臣に言つたらいい。日米経済摩擦の問題からこういうこともやらなければいかぬ。総理大臣がテレビに出て、二万五千円国民の皆さん買つてください、買つてくれと言つたつて金はやると言わなんだですけれど、だから、それまでやろうといふ、そういう問題なんです。それはそういうことが必要なら出すですよ。

あるいは、これは特許庁に怒られるかもしれないけれども、あそこでもこの部分を担当してくれぬか、こういうことも知恵を働かせばできぬことはないわけですね。何でも民間、民間ということには必要ないし、そして法案を出した段階でまだ具体的なアウトラインさえ登録機関について決まってい

ゆる未熟児で、とにかくアメリカに対するためにばつと出してきた、そういう感じがして仕方がないのです。

最後にもう一つ。そこで登録された回線配置の原簿、マスクパターンの原簿というのはどういふぐあいにされるのですか。

○木下政府委員 もし通産大臣が登録をやるということになりますと、当然通産省にその原簿は置かれることになります。それから、指定登録機関に登録を依頼することになりますと、その機関に原簿は置かれることとなりますが、原簿につきましても、法律にも書いてございますように磁気テープ等も使っているということになっておりますので、そういう形で効率的に処理し、また第三者の方々が閲覧がしやすい形にしていきたいというふうに考えております。

○水田委員 最後に、大臣ずっと聞いていたんだと思いますが、一つは、権利の保護については手続が余りにも簡単過ぎて、そして創作者であるかないかというこの判定はここではしない、すべて裁判をやる。それは年数がかかる、むしろ紛議が起こるのではないか。あるいはまた登録の機関についても、今の質疑をお聞きいただければわかるように、本来法律を出す段階では、ある程度が煮詰まってこういう形であると根回しができた状態で出さなければならぬ、いわば未熟児で出産をしたような感じがして仕方がないわけです。

そういう問題点があるということを私いろいろ指摘申し上げたのですが、私は、今こういう著作権法と特許法だけでは十分保護し切れないという実態はわかるものですから、そういう点では、つくる以上はより有効に機能するような法律にしたい、そういう気持ちでそれぞれの問題点を指摘しました。足りない点は、あすまた城地委員から質問いたします。

今の質疑を聞かれて、大臣、一体この法律を出された当事者ですが、御感想、とにかくある程度私の言ったことについてうなずいて、そういう点は省令をつくる、あるいはそれは委員会の論議の

中で改めるべきは改めてもいいというふうなお考えがあれば、お答えいただきたいと思えます。

○村田国務大臣 先ほど来の御質疑をこちらでつぶさに承っております。まさにこれは白地に新しい絵を描くということでございます。今までこういった分野は開拓をされておりません。アメリカでこういった法律があるだけでございまして、したがって、先ほど来申し上げておりますように、アメリカからこの半導体チップの保護をぜひやってくれという強い要請があり、そして通産省側でもいろいろ対応いたしまして、今度初めてこの法律をお願いすることになったわけでございます。

したがって、新しい白地にかく絵でございますが、手続その他の問題につきましても、通産省は今まで例えば特許権の問題、いろいろなこともやっておりますし、こういった問題についての学識経験者も多いことでございますので、御指摘の手續の問題、それから登録機関の問題、十分研究をいたしまして、委員の御指摘になられた点の不安がないように、きめ細かく対応したい、このように思っております。

○水田委員 終わります。

○粕谷委員長 水田君の質疑はこれをもちまして終わりました。

次回は、明十七日水曜日午前九時四十五分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十三分散会

昭和六十年四月二十四日印刷

昭和六十年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局